

一、野菜月拂に可仕事。
右就被仰出御家中申觸候。買主より如何様之斷有之候共、代銀不請取以前、賣物遣間敷候。少之間に而茂懸銀仕置候者可爲曲事。但し直段極不申分は、十日之内代銀請取可申候。當地町方急度可被申渡者也。

辰八月十日

本多安房守等八人連名

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

又同九年二月晦日算用場よりの達書に、河北郡鴻端百姓共、鯉之子大分に取り町へ出申旨。向後鯉之子取候者、鴻へ放し候様に、急度可被申渡。といふ事等見たり。右は、是よりさき藩主より、鯉の子を多く河北鴻へ放されたる故なりしと聞ゆ。又町會所横目肝煎諸事留記に、左の覺書を載せたり。

ふりうり覺

- 一、こあぢ 一、こしら 一、こかます
- 一、こづくら 一、こがれい 一、ずわいがに
- 一、こはまぐり

右色々之肴多く參候て、御定之魚屋買不申時節は、振賣仕候者迄に賣渡し可申、みせに出し不申候様可被仰渡候。

見せうり覺

- 一、こさば 一、いわし 一、きじだら
- 一、つのじ 一、ふぐ 一、たちうを
- 一、このしろ 一、あかえ

右者色々さかな多く參候て、御定魚屋買不申節は、鹽物干物うり并振賣に賣渡し可申候。此外生肴みせへ出し不申様に可被仰渡候。以上。

午五月十日

右は寛文六年也。又兩魚問屋給銀五貫宛の處、享保七年より新銀四貫五百目宛の旨、六年十二月廿八日被仰渡とあり。

○魚問屋傳話

關屋政春古兵談に云ふ。微妙公御隱居の時分、金澤の役人共小松に詰居たり。横山城州の足輕に、盗人次郎兵衛の弟子あり。或年の十一月の頃、下より鯉の荷物澤山に登り來る。彼の足輕之を取らんと思ひ、力量ある者を兩人同道し、

傘を一本携へて、日暮時分鯉荷の間屋へ行きて、傘御買被成間敷敷、下直に賣可申と云ふ。内には萬燈の如くに火をともして、各飯を喰ひて居たり。傘下直に賣らんといふを聞きて、買ふべしといへば、則是にて候と傘を開きて見せ、其の陰より鯉荷二つ取出したり。扱傘は直段の出入にて不賣に歸り、鯉は難なく取つたりけり。問屋にはゆめにも不知、足輕等は宿へ歸りて、大勢寄合ひ料理して喰ひたり。荷一つに鯉七本宛在りて、十四本の鯉なるがゆゑに、宿等へも振舞ひたり。扱翌日商人荷物馬に付けんとするに、二荷不足したり。不思議なりとて、町奉行へ斷る。奉行より町中へ觸れけるに、彼の足輕の宿并に隣家の者共、宿借の役人までも、鯉を澤山に取扱ひたるに不審を立て穿鑿に成りたれば、早速白狀して則追放に成りたり。とあり。今按ずるに、彼の足輕の師匠なる盗人次郎兵衛は、元關東上野近所の百姓なりしが、盜賊の秘術を前橋近所の眞言坊主より相傳せしものなるに依つて、忍者の爲めに利常卿扶持米賜はり、御小人に成りたる處、寛永十七年龜田權兵衛を彼の弟子共忍び込み夜討にせしゆゑ、成敗の沙汰を聞き、

妻子供を連れて金澤を立退き、下越後新發田領鴨村と云ふ所に止宿せしを取巻きけるに、難遁や思ひけん。老夫妻子を指殺し、我が身は鐵炮にて死したる由、三壺記に載せたり。

○近江町之穴

舊傳に云ふ。昔此の地に藩侯膳所用の魚鳥を貯へし穴あり。其の地は町内行留りの小路の奥にて、今も其の小路を穴と呼べり。はその遺名也といひ傳へたり。町會所留記に載せたる、正徳五年十月十七日魚問屋野々市屋八郎右衛門・同沖津屋吉郎兵衛兩人より町奉行への願書に、毎朝御用之御肴鯛・小鯛・きす・すゞき・伊勢鯉・こち・ほうぐ・はちめ・石首魚・かれい・あぢ・しもあぢ・たて貝・あか貝・柴螺・あわび・あたか辛螺・かも小鴨・しぎ・鹽いわし・鮓、右品々毎朝與御臺所并下之御屋敷御膳看板に書上申處、御用手間付、越中・能州へ被仰渡手間不相成様に奉願云々。とあり。御膳看板とは、其の日に藩侯膳所用に可相成前顯の魚鳥・貝類の中、諸浦より運送する品々をば板札に記載致し、入用の有無を伺ひけるをいへり。寛永四年九月の定書